

山びこへるぷケアセンター指定訪問介護運営規程

第1条 この規定は、特定非営利活動法人 ふれあい福祉の会 山びこへるぷ（以下「本会」と言う）が開設する指定訪問介護事業所 山びこへるぷ ケアセンター（以下「事業」という）が行う指定訪問介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本会定款第3条に定める目的に従い、助け合いの精神に基づいた「ふれあい社会づくり」をスローガンに、高齢社会等を対象に、ともに協力しあって創造的な福祉サービスを提供し、地域コミュニティづくりへと広がりを持ちつつ、生き甲斐のある福祉社会を形成していくことを持って、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

- 2 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 3 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 山びこへるぷケアセンター
- 2 所在地 徳島県鳴門市大津町木津野字仲ノ越84-2

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護（指定予防訪問介護）の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う
又、自らも訪問介護サービスの提供に当たるものとする。
- 2 サービス提供責任者 介護福祉士3名（うち常勤1名）
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護サービスの利用の申込みに係る調整訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護サービス計画の作成等を行う。
- 3 訪問介護員等 介護福祉士 9名（管理者・サービス提供責任者と兼務）
訪問介護員2級 6名
訪問介護員等は、適切な技術をもって訪問介護サービスの提供に当たる。
ただし、業務の状況により増員することができるものとする。
- 4 事務員その他 1名

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。12月29日から1月3日までを除く
- 2 営業時間 事務所は午前8時30分から午後5時までとする。なお電話等により常時連絡が可能な体制とする。サービス提供は利用者に応じて、日曜、夜朝も行うこととする。

(指定訪問介護サービスの介護内容)

第6条 指定訪問介護サービスの内容は次の通りとする

- 1 身体介護
- 2 生活援助

(サービスの利用料およびその他必要な費用の額)

第7条 指定訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該訪問介護サービスが法定代理受領サービスである場合は、各自の負担割合証に準ずるものとする。

前項に定める額のほか、

- * 指定訪問介護サービス初回加算として初めての月のみ200円
- * 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)特定処遇改善加算(Ⅰ)ベースアップ等支援加算として毎月算定した利用料に負担金を加算
- * 開始月・終了月は日割り計算となります

通常の定める額の他、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う指定訪問

介護に要した交通費の額の支払いを利用者から受ける事ができるものとする。

- 1 自宅～5キロまで 100円
自宅～10キロまで 200円
それ以上 300円～

(この場合の交通費も実費の範囲内で設定すること)

2 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して事前に当該サービス内容及び費用について説明をした上で、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、鳴門市及び徳島市、阿南市、板野郡松茂町・北島町・藍住町とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 従業者は指定訪問介護サービスの実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第11条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する

（苦情処理）

第12条 事業所は指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供に係る利用者及び家族からの苦情に

迅速かつ適正に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第115条の45の7の規定により、市町村が

行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは

検査に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力する。

市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会

が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は当該指導、助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第13条 事業所は利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外
の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意
をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業者は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。

- 1 採用時研修 採用から 3か月以内
- 2 継続研修 年6回

- 1 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する
- 2 従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする
- 3 事業所は、適切な指定訪問介護(指定予防訪問介護)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は指定訪問介護(指定予防訪問介護)に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人ふれあい福祉の会山びこへるぷと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 6 訪問介護員は1年に1回定期的に健康診断を受けなければならない。
費用は事業所の負担とする。

附則

この規程は、令和 5 年 5 月 1 日から実施する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。